

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年1月30日（金）午後2時30分から午後4時30分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 佐 藤 基（横浜地方裁判所第3刑事部判事）

裁判官 多 田 裕 一（横浜地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 志 田 卓 郎（横浜地方検察庁検事）

弁護士 保 科 綾（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者2番 70代 男性 ヘルパー （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 女性 主婦 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代 男性 会社員 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代 男性 僧侶 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性 主夫 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

皆様、こんにちは。裁判官の佐藤と申します。横浜地裁の第3刑事部というところに所属している裁判官です。

今日は天候が悪い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。これから、皆様に体験していただきました裁判員裁判についての感想なり、御意見なりをざっくばらんにお伺いしたいと思っております。

ここには、私のほかに、裁判官、それから検察官、弁護士、それぞれお一人ずつ参加していただいております。これからの意見交換の中で、それぞれから意見なり感想なりをおっしゃっていただいたり、あるいは皆様に対して御自分たちの訴訟活動なり法廷活動について、もしかしたら聞きたいことがあるかもしれませんので、その際は、いろいろと、思ったことをそのままおっしゃったりしていただければと思います。

それでは、ちょっと自己紹介を簡単にさせていただきたいと思いますが、多田さんの方からお願いします。

(裁判官)

第3刑事部に所属しております、裁判官の多田と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

私は横浜地裁に一昨年参りまして、その後、およそ10件ほどの裁判員事件に関与させていただきまして、この中のお一方とも、実際に1件の事件では一緒に評議をさせていただいたということになりました。

裁判員裁判が始まってもう5年以上たっていますけれども、まだ改善点がいろいろあると思っています。そのきっかけをつかむ、今日はいい機会だと思いますので、是非、忌憚のない御意見を頂きまして、今後の裁判員裁判のよりよい運用に努めて参りたいと思いますので、是非、率直な御意見を頂ければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(司会者)

では、検察官どうぞ。

(検察官)

横浜地方検察庁におります検察官の志田と申します。よろしく申し上げます。

私、横浜には、平成24年の7月に赴任しまして、これまで約2年半、主に公判の担当ということですので、裁判員裁判も何件か経験して参りました。また、こういう意見交換会の場に出させていただくのも今回で5回目くらいになるかと思います。毎回、実際に裁判員裁判を経験された皆様方の率直な御意見、御感想を聞かせていただけるということで、その後の実際の公判活動にも非常に参考になる場だというふうに考えております。

私が担当した事件の裁判員の方も、本日、来ていただいておりますが、遠慮なく、問題のあったと思われた点なども御指摘いただければと思っております。よろしく申し上げます。

(司会者)

ありがとうございました。保科弁護士、お願いします。

(弁護士)

弁護士の保科綾と申します。私は現在6年目の弁護士として、裁判員裁判はこれまで1件のみ担当しております。

私自身もまだ1件だけの担当ということですので、裁判員経験者の皆様の御意見を伺うことで、今後の自分の弁護活動をより良いものにしていきたいと考えておりますので、本日はよろしく願いいたします。

(司会者)

よろしくお願いします。ありがとうございました。

初めに、皆さんがそれぞれ御体験になった裁判員裁判について、御意見とか感想を、順番にちょっとお聞きしていこうかなと思っております。その後に、裁判の流れに従って、ある程度ポイントごとにテーマ設定をして意見交換等をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

途中で、例えば体調が悪くなったとか、休みたくなったという方は遠慮なくおっしゃっていただければ、適宜休みをとらせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、さっそくになります。番号の若い2番の方から、御自分が御体験になった裁判員裁判で、どんなことでも構いませんので、何か感想なり御意見なりを頂ければと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

(2番)

突然案内が来てから、いろいろ、どうしようと、私の場合は70歳過ぎているので辞退してもいいよというようなこともございましたけれども、まあ冥土の土産と思って、一応、参加させていただきました。

被告人が4件の、いわゆる強姦事件をやったという裁判でしたけれども、被告人自体は素直に起訴事実を認めていたのですけれども、私としては、とてもじゃない

けれども許せるような内容じゃないという頭が最初からありましたので、その辺、いわゆる頭の葛藤ですね、いや、いいこともあるだろうというようなことも考えながら、いろいろ聞いて参りました。

被害者が最後に意見を述べましたけれども、とても聞いてもらえないような内容でしたので、本当に怒り心頭ということを心より体験させていただきました。

(司会者)

どうもありがとうございました。今のお話ですと、すっかり事件の中身と十分対峙されて、いろいろ悩まれたということですね。

(2番)

まあ、毎日帰ってから云々ということじゃなくても、裁判所に来てから、その時々で意見があったことに対しては、いろいろ葛藤をしたのは事実ですね。

(司会者)

どうもありがとうございました。それでは、3番の方、お願いいたします。

(3番)

私が扱ったのは放火未遂だったんですが、韓国籍の方で、もう何年も前に日本に来て、日本の男性と知り合って子供を産んだんですけれども、その男性が、出て行っちゃったと、借金作ったりなんかして。そういう事情をいろいろ聞くと、まあ、同じ女性として、子供を育てて同情できる余地はありました。ですが、終わった後にいろいろ考えて自分が悪かったとか言っているんですけど、やっぱり、やった後の後悔というのは言い訳にしか過ぎないと、私は思います。やっぱり、後から言い訳するんだったら、やるときにもっと考えろって。まあ、それができないから罪というのを犯すんだらうと思ったんですけど。やっぱりいろいろな状況で執行猶予となったんですけど、私の中で実刑にするか執行猶予にするかというのは、すごく悩んで、やっぱり罪って考えたら実刑で当たり前だと思います。終わった後に、今でもすごく自分の中で何とも言えない、納得できないというのがあって、何か機会があったら誰かに言いたいていうのがいつもあって、今回、これがあったので。

結局、この方韓国籍で、生活保護を受けていて日本国民として義務というのを何も果たしていないんですよね。私たちは少なくとも日本に生まれて、結局、親が日本に税金とかを払ってきた、自分がやっぱり払ってきたというところで、やっぱり守られているというか、すごくあると思うんです。この方は、はっきり言って、日本に来て、税金も払っていない、働いてもいない、なおかつ生活保護を受けているという状況の中で、あれだけのことを、この人にしてあげるっていう、すごいお金かかるじゃないですか、最終的に裁判にかかったお金というのは、本当だったら、その人に請求するものだけれども、その人は払えないから、払わなくていいですっていう、そこまでちゃんと、最後、あったんです。

それって、人対人と思ったときは、ああ、人とすればそうかもしれないけれども、やっぱり偏見とか差別とかっていうのはいけないとはわかっていますが、やっぱり、日本人としてもっと大変な思いをしている人はいっぱいいるのに、何で、ここまでしてあげるのだろうと思いました。

(司会者)

手厚くしてということですか。

(3番)

手厚くしてあげる。それって、すごくこう、何となく納得できない、個人的に。というのと、日本っていい国だなんて。だから、自分の中で、今でも何とも言えない。

(司会者)

葛藤されているという意味ですか。

(3番)

そうですね、だから、あの人が日本国籍だったらそんなことを思わなかったと思うんです。だけど韓国籍で、私、「何で帰らないんですか」って聞いたんです。

(司会者)

御質問されたんですね。

(3番)

はい。そしたら、結局、帰ったら生活できないって。

(司会者)

日本で生活保護をもらってこそ、生活できると。

(3番)

そう。それって、やっぱり、ああ、そうなのとは言い切れない、何かが私は今でも残っています。

(司会者)

どうもありがとうございました。今おっしゃっていただいた中で、罪をどう見るかということと、やった人をどう見るかという、非常にせめぎ合いですよね。その中で、結局、結論はどうしても出さざるを得ないので、そこでの葛藤が、今の3番の方のお話の中でよく出てきていました。本当に充実した評議をされたのだということが伝わってきましたね。どうもありがとうございます。

次に、4番の方、よろしいでしょうか。

(4番)

自分が担当したのは強姦致傷でした。一応、裁判員裁判で選ばれたということだったので、ちょっと凝り性なので、警視庁の犯罪白書等、ネットでいろいろ見ながら、裁判員裁判という今では「逆転裁判」というゲームが出ています。弁護士さんの方を面白おかしく格好良くというゲームなんですけれども、それも一応参考にしつつ現場に行ったんですけど、まあ真逆でしたね。

(司会者)

逆と言いますと。

(4番)

弁護士さんが被害者の名前を言っちゃったりとか。

(司会者)

ああ、なるほど。本当は法廷で言うてはいけないことになっていたんですか。

(4番)

被害者のお名前なので、個人情報で思いっきり引っかかっているはずなんですけどね。印象操作のためだと勝手に思ったんですけど。被害者の女性が風俗関係であるとか。だったら襲われたってそんなに精神的苦痛はないだろうみたいな話も出て。とどめに、お店のホームページの写真まで公開しようとしたんですね。

(司会者)

証拠に出そうとしたんですか。

(4番)

はい。

(司会者)

そうなんですか。

(4番)

あれは、被告人の罪を少しでも軽くしようという作戦だとは思いますが、それ以前に人としてどうかと思いますね。

裁判が続いていく中で、被告人の態度とかを見ていると、平成生まれってこんな感じなのかなっていう感じですよ。別に平成生まれは同僚とかにもいますけど、本当に普通の人もいれば、今回の被告人と同じような人もいますし、そこら辺はケースバイケースなんでしょうね。

ただ、自分である程度認めている点なのに、ここで認めたら罪が重くなるであろうというところは、覚えていませんとか、記憶にありませんとか、どう見ても入れ知恵されて逃げているとしか思えませんでした。

それから、あとは弁護士さんの方、そこら辺の法律とかは詳しくないのでわかりませんが、余り失言とかが多いという人は、ペナルティとかあるのかなってっていう疑問を持ったんですけど。

(司会者)

ありがとうございます。そうですね、検察官と弁護人を事件の当事者というんで

すが、何を裁判員や裁判官にわかってもらうかっていう工夫をそれぞれされていると思うんですけれども、なかなか難しく、今おっしゃったような御意見を言っただけだと、恐らくフィードバックされるんだと思うんですね。こういう形だと、こういう証拠を出すと、こういうふうに対応を受けてしまうんだとかですね、とてもいい御意見だと思います。

まさに、今お聞きしているだけでも、結局、反対の御感想をお持ちだったようなんですけれども、弁護人が何を訴えようとしているかは確実に伝わっているということですね。そういう意味では、逆のお話になりますけれども。

(4番)

よろしくない意味ですね。

(司会者)

好ましくはないんですけれども。

あとですね、検察官と弁護人が言っている意味が、どういう意味かがわかりますかというテーマを、ちょっと設けたいと思っております、そういう意味では、先におっしゃっていただいたことになるんですけれども、まあ感想としては余り良くなかったみたいなんですけれども、何を弁護人が言いたかったかというのは、ビシビシ伝わってきたという感じですかね。はい、どうもありがとうございます。

それでは、続いて5番の方、お願いいたします。

(5番)

私は坊さんの端くれなものですからね、いろんな意味で特殊な勉強といたしますか、宗教的な背景があるので、自信を持って少数意見を言ったんですよ。

まあ、初体験だったわけなんですけれども、当然のこととしてね。だから、ああいう場合に、大所高所を俯瞰した上で、個別の、いわゆる細部のものと、大所高所の立場をうまく照らし合わせてですね、つまり最後に大所が宿っているわけですから、私としては非常に快刀乱麻と言いますか、即決できるような判断があったんですけど。でも、一般の人は恐らく初体験で、そういう裁判員自体の体験もですね、やっ

ぱり、人それぞれ千差万別だと思うんですよね。

私は僧侶の勉強をしているから、禅宗なんですけどね、やっぱり、ある種の弱者の味方をしたいですし、でも、一般的ないわゆる常識とか通例というものがあるでしょうし、裁判もやっぱり前例主義とか、いわゆる弱者の立場に立つということは、原則としてはないんでしょうからね、きっとね。

社会正義だとか弱者の立場に立つというのは、まあ、裁判員としてはいいか悪いかはわからないけれども、やっぱり、そういう立場はあっていいと思ひましてね。

結局、まあ多数決ですよ。多数決では、だから、普通、歴史的な俯瞰をすれば、物事は多数で間違いを起こすことがたくさんあるわけですよ。だから、少数の意見は、ある種、まあ少数がいい意見とは限らないでしょうけどね。でも、少数意見というものに非常に尊ばれなきゃいけない理由はあると思うんですよね。

でも、何となく、やっぱり全体の雰囲気もあるし、プロの裁判官の人たちも、いわゆる良識的なことは、なかなか、裁判官は中立だとか、いろんな意味があるんでしょうけれども、少数意見の尊重というものは余り共有されていないような気がしたんですけどね。まあ、その程度で終わります。

(司会者)

どうも貴重な意見ありがとうございます。また、おいおい評議のテーマを設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後になってすみません、6番の方、御感想、御意見をお伺いいたします。

(6番)

まず2点、一つは裁判員制度自体なんですけど、最初当たったときには、まあ、えらいものに当たっちゃったなと思って冗談も言っていたんです。宝くじに当たらないのにこういうのだけ当たるんですかねと、結構受けましたけどね。ただ、経験してみると非常に自分自身の勉強にもなったし、なるほどなという気づきがありました。

一つは、やっぱり、裁判というのは今まで自分とは無関係の場所でやられていて、まあプロが決めりゃいいやと思っていたんですけど、やっぱり自分たちも関心を持たなきゃいけないし、やっぱり自分自身の考え方とか、いろんなものも試される機会なんだと。決して裁判員制度が至上のものだとは思えません。アメリカの陪審員なんて、何をやっているだろうというようなあれもありますね。しかし、一つの試みとしては非常にいい制度なのかなというふうに感じています。

それと、もう1点がですね、これ、事件の中身なんですけど、殺人事件で、もう70近いじいさんが、自分の妻、しかも何の罪もない妻を、ほかのおばさんと不倫しておいて、ばれて、家族から突き上げられて、まあフラストレーションがたまっただけでしょうね、自分の母親の介護をしに行き帰ってきた奥さんが風呂場から上がるのを待って首を絞めて、あと金づちですよ、顔面ぐちゃぐちゃになるまでたたいて殺したという事件だったんです。そういうのは初めて知ったんですね、始まってから。しかし、裁判員6人のうちの二人、それと予備の方がお二人ですから、8人のうちの女性が5人だったのかな、若い方から御年配の方まで。実際に、そういう証拠の場面では配慮して余り生々しいのは出なかったんですけども、それでも飛び散った血の写真とか出るわけですよ。

(司会者)

ああ、そうですね。

(6番)

私も、やっぱり、2回くらい悪い夢を見ましたけど。

(司会者)

ああ、そうですか。

(6番)

女性の方は特に、あんなのを見せられて、辛かっただろうなと思いましたね。やっぱり、もうちょっと何か、そここのところの改善がないと、まあ幸いなことに途中でおかしくなった人はおられませんでしたが、やはり、あれもこれも全て裁

判員裁判でいいのかなと、余り残忍な事件というのは除外してもいいんじゃないかなというのが、正直な感想です。

(司会者)

どうもありがとうございました。二つの点で貴重な御意見を承りましたので、助かります。ありがとうございました。

それでは、大体、皆様の感じたことと御意見をお伺いいたしました。それでは、続いて、さっき、ちょっと前触れを出しましたけれども、検察官と弁護人というのは当事者と言われていますが、刑事裁判は、検察官の言い分がそのとおりかどうかというチェックをするのが、一番の仕事になります。これからお聞きしたいのは、その当事者の言い分が、まず、初めの段階で皆さん御理解できたかどうかという辺りを、ちょっとお伺いしたいと思っております。

検察官の一番初めの言い分というのは、選任されてすぐに恐らく配布されたと思われるんですけど、起訴状ですかね、これに書いてあると思うんですが、この起訴状をずっと理解できたかどうかという辺り、ちょっと簡単にお聞きしたいかなと思うんですけども、2番の方、いかがですか。

(2番)

やっぱり、一番最初読んで、なかなか理解はできませんでした、正直なところ。最初から理解できるというのは相当頭のいい人だなと思いましたけれども、そのうち、しゃべって、ずっと聞いていると、ああ、なるほど、そうなのかということはございましたけれども、まあ、もう少しかみくだいて言っていただいた方がもっとわかりやすいのかなという面はございました。

(司会者)

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたのは、例えば難しい漢字があるとか、言い回しがあるとかってということですか。

(2番)

うん、そうですね、漢字云々じゃなくて、なかなか、我々も当日行って、どんな

ことをしゃべってもらえるのかなということも頭にありましたので、それを、なかなか理解するということの頭の回転が、正直なところ回らなかったというのが事実です。

(司会者)

まあ、確かに、いきなり来て、いきなり見せられたやつなので、ずっと理解するのはなかなか難しいことだったと思いますね。

(2番)

それで、今、6番の方がおっしゃったように、いわゆる生々しいこともたくさん書いてありますよね。

(司会者)

そうですね、起訴状自体にもありますよね。

(2番)

それも聞くに堪えないというようなこともございましたし、まあ、さっき佐藤裁判官がおっしゃったように、葛藤があったのですかという、確かに、そういうことがあったのも事実でございます。

(司会者)

どうもありがとうございます。そうすると、ちょっと言い回しが慣れなくて、ずっと理解できなかった部分と、理解はできたけれども、ちょっと生々しすぎて、ちょっと引いてしまった部分と、両方あるという感じですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

どうもありがとうございました。3番の方、いかがですか、起訴状と。

(3番)

私は、これを読んで、結局、どっちかという、これに自分の感情とか一切入れずに淡々と読んで、こういうことがあったという、それだけとしたら全然理解はで

きました。

(司会者)

これそのものは、特に問題なくということですか。

(3番)

はい。

(司会者)

どうもありがとうございます。4番の方、いかがだったでしょうか。強姦致傷で
すかね。

(4番)

はい。検察の方と、被告人弁護人側の方、概ねの流れ的には、ほぼ同じような流
れだったので、すぐに、そこら辺はわかりました。

(司会者)

そうすると、検察官の出した起訴状は、特にずっと御理解いただいたというか。

(4番)

ちょっと、言い回しが昔言葉だということと。

(司会者)

ああ、昔言葉。

(4番)

というのは、まあしょうがないかなと思って読んでいますね。

(司会者)

どの辺り、反抗を抑圧とか、そういう辺りですかね。

(4番)

載っていたかどうか、ちょっと記憶にないですけど、姦淫に接しとか。

(司会者)

ちょっと文語っぽい感じの表現ですか。

(4番)

昔の文学小説みたいな。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。それでは、続いて5番の方は、起訴状自体はどうですか、ずっと特に難なく御理解いただけましたか。

(5番)

そのときの鮮明な印象は残ってないですけど、何でしょうかね、僕ら、頭がシャープじゃないんでしょうけど。

(司会者)

起訴状の方です。一番上の、そこに書いてある事実ってありますよね、それが検察官の言い分なんですけれども、それ、一番初めにお渡ししていると思うんですが、これ自体、読んで、どういう事件なんだということは何なく頭に。

(5番)

これは、端的な表現というか言い回しですよ。だから、非常に問題はないと思うんですけど。

(司会者)

そうですか。

(5番)

だから、そのとき初めて、そういうものを裁判員として受け止める場合に、こっちが本当に白紙でですね、シャープに受け止められているかどうかというのを僕も問題にしたかったんですけど。

まあ、恐らく、もう今は記憶が薄れて、これを見ればあれですけどね。こういうときに、パパパッと殺人だどうのこうので、一種の先入観なり価値判断が入っちゃう場合もあると思うんですよ。

そういう意味で、裁判員というのは、ある種の訓練やレクチャーがあってもいいような気がするけど。

(司会者)

事前にということですね。

(5番)

ええ。ものを聞く場合でも、やっぱり本当に白紙で感覚豊かにね、パッと受け止められるかどうかはね、非常に大変だと思いましたよ。今は非常に曖昧になっていますけれども。

(司会者)

いえいえ、よくわかりました。どうもありがとうございます。では、6番の方、いかがですかね、起訴状。

(6番)

起訴状と一緒に冒頭陳述要旨というのを初めて目にしたんですね。ですから、この起訴状だけじゃ中身はわかりませんから、このセットで説明されて、それは非常によくわかりました、流れは。

(司会者)

そうすると、起訴状だけだと。

(6番)

いや、これじゃわからんでしょう。

(司会者)

真実かどうかではなく、文章が理解できるかという意味では。

(6番)

そうですか、いや、文章は別に。

(司会者)

特に問題なく。

(6番)

日本語だし。

(司会者)

わかりました。どうもありがとうございます。今、ちょっとお話しいただいたん

ですけれども、その後冒頭陳述というペーパーが、恐らく皆さんに配られていると思うんですね。冒頭陳述は検察官も作成しますし、弁護人の方も作成しているんですけれども、今のお話に絡むんですが、起訴状に書いてあることのもっと詳しいやつを検察官の方で冒頭陳述という形で皆様に説明していると思うんですね。弁護人の方は弁護人の方で、弁護をするために必要な事柄を、まず冒頭に皆さんに説明していると思うんです。

まあ、二つとも、いずれも証拠ではなくて、あくまでも言い分でしかないんですけれども、そちらの方はずっと頭に入ったかどうかという辺りを、ちょっとお聞きしたいんですが、今度は順番を逆にしてよろしいですか、6番の方、今の流れの。

(6番)

非常に時系列も整理されているし、手元に私がもらったのはですね、検察官及び弁護人の方の書類も非常によく理解できました。わかりやすく工夫してあったと思います。

(司会者)

そうですか。

(6番)

はい。

(司会者)

このペーパーは事前に渡されて、それで検察官なり弁護人なりが法廷で中身を説明するという感じですか。それとも、全部口頭で説明が終わった後で、これが配布されたというか。

(6番)

手元に配布されて、それから説明が始まりました。

(司会者)

そうすると、実際に冒頭陳述の最中というのは、目線というのはどこにあるものなんですか。検察官の顔をずっと御覧になっていたか、このペーパーをずっと御覧

になっていたかなんですけれども。

(6番)

ごめんなさい、最初に、これ読んでいたはずですね。そうでないと、恐らく、おっしゃるように検察官の顔ばかり見て。

(司会者)

行ったり来たりという感じですか。

(6番)

行ったり来たりですね。最初に読んでいますね。

(司会者)

ああ、そうですか、さっと御覧になっているんですね。

(6番)

はい。

(司会者)

5番の方、いかがですか。先ほど、ちらっとお話しいただきましたけれども、冒頭陳述について、わかりやすかったかどうかという辺りなんですけれども。

(5番)

今、鮮明にはね、蘇らない。

(司会者)

いいですよ、覚えていらっしゃる限りで。

(5番)

おっしゃっていることはわかるんですけれども、本当に、僕らは検察官にはなれないんですが、その聞き方ですよ、受け止め方。検察官にはなれないけど、できるだけこちらで聞きたいという心得はあったと思いますけれども。

だから、強い印象がないんですよ、初めての体験だから、もうちょっと印象があってもいい。まあ、今は検察官の場合ですけど、弁護人の場合でもね。何か、両者がもう少しパッションというんですか、非常に使命感に燃えて、別に感情的にな

る必要はないんでしょうけど、非常に緊張感というか、使命感に燃えてやっているんじゃないかと、何となく迫力が弱いと言いますか、事務的と言いますかね、形式的と言いますかね、それは私の印象だからね。

(司会者)

もちろん、印象で構いません。

(5番)

だから、両者ね、検察官がベテランであったかどうか分からないですけども、まあ、すごいシャープな印象は受けなかったんですよね。

(司会者)

まあ、事前に、この紙は配布されてありましたよね。

(5番)

はい、そうですね。

(司会者)

そうすると、この紙はあくまで補助ですので、検察官なり弁護士さんなりが法廷で話しますよね。

(5番)

一生懸命注視しようとしたんですけど、注視できていなかったんでしょうね、きつとね。

(司会者)

ああ、そうだったんですか。わかりました。ありがとうございました。じゃ、4番の方はいかがですか。

(4番)

普通に、最初に配布されて一通り読んだ後という対応だったので、すごくわかりやすかったです。

(司会者)

そうすると、ある程度、事前に冒頭陳述なりにずっと目を通す時間というのはあ

ったんですか。

(4番)

ええ、最初に配布されて、読み上げた後に、では質問というか、そういう質疑を行ったので大変わかりやすかったです。弁護士さん側の方の資料と、検察官の資料とで、食い違いが当然あるんですけども。

(司会者)

ええ、そうですね。

(4番)

なぜか、弁護士さんがそれを最初に言わなきゃいけないんじゃないのかなというようなのが、後から検察官の方の発言から出てきたりとか。

(司会者)

そうすると、冒頭陳述の段階では、余り弁護人が何をポイントにしているかというのとは伝わってこなかったんですかね。

(4番)

計画性があるかどうかというのを隠していると疑われても仕方ないような内容でしたね。

(司会者)

渡されたペーパー自体は、特に難しくはなかったということですか。

(4番)

読み終わった後に、分からないことがあればと一応聞かれて、その後問い合わせがあり、では、これに基づいてという形だったので、大変わかりやすかったです。

(司会者)

やり方はいろいろあるんですが、事前にペーパーを配布して、それで法廷で検察官なり弁護士さんなりがしゃべるというやり方もありますし、まず検察官なり弁護士さんなりがしゃべって、後でこのペーパーを配布するというやり方、いろいろやり方はあるんですけども、もし、このペーパーが事前に配布されずに、法廷で検

察官，弁護士さんが同じようなことを話していたとしたらば，理解度って違うと思うんですね。まあ，体験されていないので，わかりづらいかもしれませんが。

（４番）

恐らく，それは，下世話になりますけれども，映画のパンフレットを見ながら映画を見て，その映画の内容が入りますかというのと同じことだと思うんです。

きちんと，今回，自分の裁判の前に資料を渡されて，読み終わって，何か質問がないかやった後に，では質問という形の方が一番わかりやすいと思います。

（司会者）

なるほど。事前に配布されたほうが，理解しやすいということですね。

（４番）

そうですね，それを一旦集中して最初にやっておけば，後でふっと疑問に思ったところを見るというふうにできますけど。

（司会者）

なるほど，戻って見るということですか。

（４番）

逆に，ダーってしゃべって，はいつて渡されて，このページ，何ページのって言われても。

（司会者）

わからないと。

（４番）

最初に，どこの何を言ったのかというのを考えるところから始めなきゃいけないですね。

（司会者）

そうですね，はい，どうもありがとうございました。それでは，３番の方，いかがですか。

（３番）

私の、このときは、もう認めるものは全て認めていたんですね。なので、検察官も弁護人も、結局、やったことを淡々と、順番にこういうふうに言って。検察官は、こういうことがあって、こういうことをしてっていうのをずっと言って、弁護人は、こういうことをしたけど、それについてこういう気持ちがあったからとか、そういうことを言って、最終的にということだったので、全然、難しいことは。

(司会者)

じゃ、もう、すつと理解ができたと。

(3番)

はい、ありませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、最後になってすみません、2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

先ほどは、最初、起訴状のやつでいろいろ頭を悩ませましたけれども、冒頭陳述の件に関しては先に頂きましたので、目を通して、なるほどなという理解をしながら検察官の意見を聞きました。まあ、途中、特にとても見せられないというようなものは別途に頂きましたけれども、大変印象に残るというのかな、よく理解できました。

(司会者)

弁護人の方も同じですか。

(2番)

検察官の方は、よく理解できました。

(司会者)

ああ、そうですか。

(2番)

弁護人の方はですね、何を本当に弁護したいのかなということが、ちょっと気に

はなりましたけれども、まあ検察官と弁護人というのは常にそういう対決の姿勢があつてしかるべきだということから、まあ、そんなものかなということでしたけれども。

(司会者)

弁護人がおっしゃっている意味が、理解しづらかったんですか。

(2番)

まあ、そうですね、実際は検察官の方で言つても、弁護人の方で、いや、そうじゃないだろうというようなこともあつたような気がしましたね。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。それじゃ、せっかく当事者がいらっしゃっているので、検察官と弁護士にお話を聞きたいと思いますが、検察官としては、まあ、どんな感じで言い分を裁判員に伝えようと思つていらっしゃるかという辺り、ちょっと御説明いただけますか。

(検察官)

まず、起訴状の話が出ておりましたけれども、これについては、いろいろと、正直なところ縛りがあるという言い方もできるだろうと思います。法律に決められている要件を漏らさず書かなくてはいけない、更に余計なことは書いてはいけないと。先ほど、古臭い表現がという御意見もありましたが、これでも数年前に比べてちょっと近代化しております。昔は、もっと、本当に明治時代かみたいな言葉を使つていたという事情がありまして、最近は多少なりともわかりやすい表現というのを心がけている、これが公訴事実であります、どうしても法律上の要請等もあつて、このような形での記載とさせていただきます。

それを踏まえて、冒頭陳述では事件をより平易にわかりやすく説明をしたいというのが、検察官としての一番の考えです。

当然、我々が証明の責任を負っていますので、どういう事件であるのか、そして、どういう証拠に今後着目してほしいのかということをはかにかに伝えるかということ、今、念頭に置いて試行錯誤をなお繰り返している状況であるというところであろう

と思います。

もちろん、事件によって重点を置くポイントが変わってきますし、どこまで詳しく言うべきか、あるいは言わないべきかというのも、最近いろいろと議論をされています。

もしかしたら、我々はしゃべりすぎかもしれないというような反省も最近あって、検察官の冒頭陳述というストーリーで聞いてもらうよりも、証拠に触れることで理解してほしいというような形での冒頭陳述も最近は試し始めているところという状況でございます。

また、今後とも、いろいろと皆様の意見を頂きながら、より適切、そしてわかりやすい冒頭陳述を今模索し続けているという状況でございます。

(司会者)

どうもありがとうございます。弁護士の方はどうですか、何か体験上、あるいはこう思う。弁護士会というのは、特に統一してこうしようと決めている会ではないので、それぞれの弁護士さん自身が工夫されているんですね。ですから、検察庁とはまた言い方が違うと思うんですけども。いかがですかね。

(弁護士)

そうですね、弁護人の冒頭陳述としては、特に事実関係を詳細に弁護人の方で話していくということは行ってはおらず、事件の犯行態様等が問題になっていけば、また、その争いがあるところに関して弁護人の主張を端的に述べるということはあるかもしれませんが、そうではなく量刑が争いの中心になっているような事案であれば、これから出ていく証拠の中で弁護人として量刑上有利になる、この点に着目してもらいたいとか、その辺り、ポイントを絞って、網羅的にではなく、何個か挙げるという形をとり、裁判員の方たちに弁護人の主張がより伝わりやすい内容になるような工夫を、皆さんそれぞれされていると思います。私の方も、自分が体験した事案では、4つのみポイントを絞って、冒頭陳述で弁護人が主張する事実というのを挙げました。

(司会者)

どうもありがとうございます。今、お聞きになって、まあ説明も入っていたんですけれども、検察官は、結局、起訴状に書いてあることを全部証明しなければならない責任者なんですね。弁護人の方はそうではなくて、検察官の言っていることをぐらつかせればいいという、ざっくばらんに言えばそういう役割の違いがあるので、網羅的に詳しく説明するのは検察官で、そうではなくてピンポイントでボンボンとポイントを突いて主張されるのが弁護士さんの役割という、大きな違いがどうしてもあるので、恐らく、配布された冒頭陳述もその違いが反映しているのかなと思うんですけれども。

ですから、もしかしたら、検察官と同じような冒頭陳述を期待していたのに、弁護士さんの方がそうでないので、あれって思う方がいらっしゃるとすれば、もしかしたら、そこが原因なのかなと思ったりもするんですけれども。どうもありがとうございました。助かりました。

それから、今度は裁判所の方で、冒頭陳述が終わってから、難しい言い方をすると公判前整理手続の結果頭出というんですけれども、皆様と一緒に裁判を始める前に、何か月間かにわたって、いろいろと審理日程とか、この事件の一番の胆ですね、ポイントをどうしようかという話し合いを、検察官と弁護士さんと裁判所の三者で話し合ってきているんですね。その結論を、結局、この事件はこういうことで審理を進めることになりましたという話を、検察官と弁護人の冒頭陳述が終わってから、裁判長が法廷で話しているんですが、御記憶ございますか。4番の方、御記憶ございますか。

(4番)

うろ覚えで。

(司会者)

ああ、そうですか。覚えていらっしゃる方はいらっしゃいますか。

(3番)

何かを言ったというその流れは、はい。

(司会者)

そうですか。3番の方は、そうすると、今おっしゃっていただいたんですけども、まあ、そういう流れだということはわかっていたけれども、明確に裁判長が言ったことがはっきりわかったというわけではないということですか。

(3番)

それは、覚えてないですね。

(司会者)

ああ、そうですか。わかりました。ほかの方も同じ感じなんですかね。皆さん、うなずいておられますので。

実はですね、ここは何のためかと言いますと、これから証拠を実際に見る場面の直前なんですね、そうすると、これまで裁判官と検察官と弁護人の三者で、この事件を裁判員の皆さんに理解してもらうために、ここが一番のポイントですというところを話し合ってきているんですよ。それを法廷で宣言して、皆様にもそういう意識で証拠を見てもらいたいということだったんですけども、余り、その辺りは、はっきりと意識されていなかった感じなんですかね。

(3番)

何か言われた記憶はありますし、そのときはそういうつもりで参加していたとは思うんですけども、やっぱり、最初から最後まで真剣じゃないですか、だから、ここをもっと真剣にとか、そういうのはないんで、すべて、ずっと同じ感覚でずっと聞いているので、そこだけ覚えていますかと言われても。

(司会者)

ああ、なるほど。ちょっと聞き方がまずかったのかもしれませんが。すみません、ありがとうございました。

例えばですね、4番の方の体験された事件は、自白事件ではなくて否認している部分があったかと思うんですけども、それを裁判長が、この事件についてここが

ポイントだということを宣言した場面って覚えていらっしゃるでしょうか。どこが食い違いがあるか。

(4番)

記憶が正しければ、強姦致傷の致傷、傷つけたかどうかと、陰茎を陰部に挿入したかどうか、それは述べたと記憶しております。

(司会者)

そうすると、法廷の冒頭で、まだ証拠を見る前の段階で、何がこの事件の検察官と弁護人のぶつかり合いの部分だなというのは、もう、そこでわかったということですか。

(4番)

だったと記憶しています。

(司会者)

ありがとうございます。ほかの皆さんの体験されたのは、自白事件で争いのない事件、自分がやったことは起訴状に書いてあるとおりで間違いありませんという前提で、あとは刑の重さをどうしましょうかという話になっていったかと思うんですが、そういうことだとすると、余り印象がないのかもしれないですが。

(3番)

今言われて思い出したんですけど、今回は罪を認めているので、結局、はっきり言って刑をどうするかということじゃないですか。放火でも、現住物、住んでいるとか住んでいないのか、そういうのの罪の、こういうのがありますと。今回の人ははっきり言ってここに当たりますと。だけど、いろんな情状酌量とか、いろんなのがあって、だから、結局刑を決めるというのでやるので、そののところがちゃんと聞いて判断とか、そういうふうに言われたのを思い出しました。

(司会者)

ああ、そうですか、ありがとうございました。そうすると、まあ、大体、証拠を見る前までには、皆さんがこれから証拠を見るにあたって、どこを重点に置いて見

ればいいかというのは、大体御理解いただいていたということですかね。2番の方、いかがですか。

(2番)

今の御意見というのが、いわゆる休憩に入って、みんなで、こういうことみたいだけどうなんだろうなと。さっきおっしゃったように、大体こうだよというようなことを見せられました。ああ、なるほどという理解はしましたけれども、それが、さっき言われたことなんですかね。ちょっと理解できなかったんです、さっきのことが。

(司会者)

今のお話は、もう評議になってしまって、刑を決めるときに過去のデータを見ながらどうしようかというお話合いの場面ですよ。

起訴状を読み終わって、検察官と弁護人が冒頭陳述をそれぞれやって、その次に裁判長が、この事件はここが争点と言いますか、ポイントですということを行っているんですけども、それが終わると、今度、実際の証拠を調べる段階に移るのでね。今、私がお聞きしたかったのは、証拠を見る前の時点で、この事件がどこがポイントなのかということ事前に頭に入れられていたかどうかという。

(2番)

入っていません。

(司会者)

そこは、我々の方も工夫をしながら、そこを御理解いただくということも必要かなと思いました。どうもありがとうございます。非常に貴重な御意見だと思うんです。

今の点で、何か補足してお話しされたいという方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、今、評議のお話が出て、刑の決め方のお話も出たので、ちょっと飛びますけれども、そちらの方に移りたいと思います。もう審理が終わってしまって、

検察官も弁護人も最終的な意見を話してしまう、例えば検察官は懲役何年がふさわしい、あるいは弁護人の方は執行猶予にすべきだという、そういう意見も全部終わって、法廷が全部終わって、評議室に皆さんが戻ってきて、そこでこれから話し合いますという、それを評議と言いますけれども、そこでの話合いについてお話しさせていただきたいと思います。

4番の方の事件は否認事件ですので、刑を決める前に、そもそも、さっきおっしゃったような問題点を、検察官の言うとおりののか、弁護人の言うとおりののか、どっちかって決める、事実を認定する作業があったかと思うんですが、ちょっと、それは置いて、刑の話に入りたいと思いますけれども、先ほど、どなたかおっしゃっていましたが、裁判員裁判を体験する前の御自分の、犯人にはどのくらい刑務所に入ってもらいたいかと思っていられるイメージ、それから実際に法廷で証拠を御覧になって、まだ評議をする前の段階で抱いたイメージ、それから評議をする中で御自分のイメージがどう変わっていったか、最終的には多数決なり全員一致かわかりませんが、決が出るんですけれども、そのときの御自分の印象と、当初自分が抱いていた印象との比較、この辺りをちょっとお聞かせいただきたいと思いますけれども。まず、2番の方からですね、どうですか、その辺り。

(2番)

いわゆる検察官の方は懲役20年と言ったのかな、弁護人側は13年と。その月日だけで、ええ、何、7年の差というのはひどいじゃないかという印象が事実ですね。そんなはずはない、俺は許せないという頭があったものですから、まあ、そういう話合いをして、先ほど申しましたように過去の例を見ると、こういうのはこうだよという、いろいろ皆さんと話し合いました。

(司会者)

一番初めに御自分で証拠を見たときに抱いたイメージってあると思うんですが、それはどんなイメージだったのか、まあ、当然、許さないというようなお話だったと思うんですけど。

(2番)

許さないということがあったので、より重くということを行いました。

(司会者)

なるほど。そこは、御自分としてはどこに重点を置いてそういうふうに。

(2番)

やっぱり、女性を侮辱したということは、人間としてあるまじき行為だということがありましたね。

(司会者)

そこが一番重きをかけたと。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

(3番)

一番最初というか、自分が参加するって決めたときに、内容って全然わからないじゃないですか。

その時点では、罪を憎んで人を憎まずという言葉があるんですけども、それは絶対あり得ないと。罪は罪だから、絶対罪を償わなきゃいけないと。参加するまでは、一番重い罪というつもりで参加しました。始まって、そしたら、結局、検察官と弁護人の方と差が出てくるじゃないですか。この差っていうのは何だろうって思ったんですね。やっぱり、罪を認めさせる方と擁護する方との差じゃないかと。そうすると、私たちはその妥協点のために呼ばれたのかなというふうに、一瞬考えたんです。

(司会者)

なるほど。

(3番)

それが本当のところだと。だんだん始まって、そうすると、だんだん感情も入ってきますよね。検察官も弁護人の方も、私が聞いている限り、両方共感情は入ってないです、もう事務的にやっていますよね。やっぱり、そうすると、結局、私たちはどうしても感情が入るじゃないですか。こう見て、泣いている、息子が出てくる、そうすると、すごく私としては、何でこんなお涙ちょうだいみたいなことを見なくちゃいけないのって私は思ったんです。やったことはやったで認めているんだったらば、やっぱり一番重い罪をちゃんと受けるべきじゃないかって、ずっと思っていたんです。

(司会者)

そうすると、裁判所に来る前までのお考えと、それから実際に証拠を見て、まだ評議を始める前のお考えと、またちょっと、そこは違う形になって。

(3番)

いや、見たときに、やっぱり、ちゃんと罪は償わなきゃなという気持ちはずっとありました。

(司会者)

それは、もう、一貫されていたわけですか。

(3番)

はい、最後まで。それは。

(司会者)

なるほど、わかりました。その最終的な結論はどうなったかは別として、評議って、いろいろと皆さんの御意見を伺いながら決めていきますよね。その過程で、御自分のお考えを修正したり元に戻したりということが、それはおありになったんですか。

(3番)

だから、そこから、じゃどうするかということになったときに、そこから最終に決まるまでは、結局下がっていくんですよね。やっぱり反省しているとかどうか

こうとか、やっぱりかわいそうだとか。

(司会者)

そうすると、その評議の中では御自分の意見を十分出せていらっしやったんですね。

(3番)

はい。だけど、最終的にはみんなで決めた意見で。

(司会者)

落ち着いたと。どうもありがとうございました。4番の方、いかがですか。

(4番)

最初は、とりあえず受けてみても何もわからないので、とりあえず受けた後に、警視庁の犯罪白書とかを見ている限りでみると、窃盗と性犯罪って再犯率がものすごく高かったとあっていましてですね、それを踏まえて、今回自分が受けた裁判の被告人が大学生で、20代で、量刑を決めるのに若いは関係ないと思うんですよね。普通の人には犯罪を犯さないですから。犯罪を犯した人間に対して、やり直しとか、若いんだからと。じゃあ、レイプされた女性に関して、若いんだからと、やり直しがきくんだからと、同じせりふを面と向かって吐けるのかどうかという話ですね。それは、女性の方がいるんで、ふざけるなという意見だと思うんですけれども。

(司会者)

そうすると、評議を始める前の御自分のイメージなんですよ、この被告人に、例えば有罪にするのであればこれくらいの刑ではないかなというイメージ、それが、評議をする中で、それは、ずっと一貫されて保たれていたかというのは。

(4番)

自分の意見は一貫して、まあ平均から見て、否認しているところとかを見ると悪質であるという考えなので、重くもなく一番軽くもなく中度くらいという考えで一貫していました。

(司会者)

今おっしゃった、重いか中くらいというのは、何か基本的な。

(4番)

過去の判例を見せていただいたので、それで一番重いのと一番軽いのと。それで、被告人側の証言とか、軽く箇条書きされていた紙を見ていたので、それで見て、このくらいかなという。

(司会者)

どうもありがとうございます。5番の方、いかがですか、刑の決め方についてですけれども。

(5番)

僕は、綿密に証拠を照らし合わせてするというよりも、ある種の決断というものが日常的ですのですね。私どもは宗教的立場で即決、一瞬が人生のすべてだと思っておりますので、だから、まあこんなものでしょうと、途中いろいろ人の話を聞いても、自分の意見は変わらなくて、後も変わらなかったんですけれども。

だから、世間の常識だとか、前例主義だとか、表面的な形式主義だとか、そういうことを全部白紙の状態、私どもは決めるべきだと、まあそれは信念かどうか分からない、信念と思っていますので。そういうものは、まあ普通の人にはやっぱり常識に左右されたり、多勢に無勢と言いますかね、通念上こうだああだということが先行すると思うんですけどね。

それは、根本的に人間観とか価値観の違いだと思うんですよね。日本の司法は、やっぱり、日本人は裁判というものに対して、外国と違って独特のものがあって、日本人は裁判嫌いなんですよね。だから、誰かに決めてもらいたい。誰かに決めてもらう以上は、やっぱり神とか仏という言葉も使う必要はないかもしれないけど、人間が決めるを得ないんでしょうけど、公平無私なんていうことはどこにもなくて、やっぱり前例主義だとか先入観とか、いろんなことで、非常に裁判に対して、ああ、現状はこうなんだと、司法だけに理想はあり得ないんだということ痛感しました。

今、一言申し上げたいのは、窒息死というのは、もう既成の事実と言いますかね、疑問の余地のない形で独り歩きしていたんですけどね。僕は、今、心肺停止ってよく言いますよね、やっぱり窒息死というのはね、ちょっとね、ものすごく疑問を感じました。

(司会者)

ああ、そうですか。

(5番)

ショック死とかね、ショックで心臓が止まる、窒息というのはもちろん同時に起こるかもしれないけれども、窒息死が疑問の余地がないという形で議論が進んでしまったんですけど、僕は、いまだに窒息死というのは時代遅れだと思うんですけど。

(司会者)

なるほど、わかりました。どうもありがとうございました。次、6番の方、すみません、お待たせいたしました。

(6番)

三つのステップに分けて、ちょっとお話ししたいと思うんですけれども、最初は、全然、通知も来なかったとき、新聞をにぎわしているのは子殺し親殺し、頻繁に起こっている。しかも、非常に刑が軽いと。裁判所は何をやっているんだと。だから今の日本というのはぐちゃぐちゃになっているじゃないかという思いを持っていました。

それで、2番目、次のステップですけれども、実際にこの事案の中身を聞いたとき、これ死刑だろうと。だって自分の嫁さんですよ、自分の嫁さん、尽くしてくれて、何の罪もない人間を金づちでたたき殺すって、これは人間じゃねえぞと、こんなのを生かしておいたら、いくら70のじいさんとはいえ百害あって一利なしだといって、最初はそんな話をちょろちょろしていたんですね。

一番最後のステップ3が評議でしたっけ、量刑幾らというのを決めるとき。それで、いろんな量刑のデータベースではこうなっていますとか、いろいろ疑問はあつ

たんですが、検察官の求刑の基準、私から見ればかなり、いいのかなと、ちょっと軽いなどは思ったんですけど、じゃわかりましたと、これで行きましょうと。実際にこういう裁判に出席してみて、別にこれはおべんちゃらを言うわけじゃないですけど、裁判官の方とか検察官の方とか、あと、何より印象に残って良かったのは、ここの建物に入ってくる時に敬礼なんかされたので、非常に丁寧な対応をさせていただいて、やっぱり皆さんしっかりやられているんだと。その中で、俺はわけわからなくて、こんなの極刑だ無期だなんて言うべきではなくて、やっぱり過去の事例のこともきちんと、公平公正という視点も自分の中で見ないといかんということと、最終的には、皆さん、それで合意をされたと。

まあ、自分も、まだ軽いかなという気持ちは少しはあるんですけども、それは今の司法の在り方に、初めて触れることによって、信頼を置いたということなんだろうなというふうに、今は解釈しています。

(司会者)

ありがとうございます。ステップを踏んで、理解しやすく説明していただきまして、ありがとうございます。

そうすると、今の話の中でちらちら出てまいりましたけれども、過去のデータを御覧になって、今6番さんがおっしゃっているように、公平の観点から考えていくということで、どの裁判体でも同じことだったですよ、皆さん、うなずいていらっしゃいますけれども。

そのときにですね、こういうことを聞いていいのかわかりませんが、同じようなことをした人は同じように処罰されるべきだというのが公平という意味だと思うんですけども、そうするとですね、皆さんが御覧になったデータは、恐らく自分が担当している事件と同じような、例えば殺人事件であれば殺人事件、殺人事件なのに窃盗事件のデータを見てもしょうがないので、当然、同じような事件、しかも態様とか人間関係が同じような事件というのを集めたデータを御覧になっていたかと思いますが、それでよろしいですよ、御覧になったデータというのは。4番の方、

よろしいですか。

(4番)

いえ、自分が見たのは、強姦致死傷というくくりで見ていたので。

(司会者)

大きなくくりということですか。

(4番)

ええ、被告人の年齢とか、そういうのはばらばらでした。

(司会者)

ばらばらで。そのデータ、それぞれがばらばらだったということですね。

(4番)

あくまで強姦致死傷という中のくくりで見ていたということですよ。

(司会者)

なるほど、わかりました、ありがとうございます。ほかの方はどうですか、同じですか。殺人だけという大きな枠だったかどうか。

(3番)

うちも、放火だけという。

(司会者)

ああ、なるほど、そうですか。2番の方も同じですか。

(2番)

ええ、同じですね。

(司会者)

6番の方も。

(6番)

はい、殺人事件でしたので、殺人のくくりの中でした。

(司会者)

どんな態様というのは関係なしで、全殺人という感じ。

(6番)

そうですね，ですから2年から十何年とか，随分ばらつきがあったんだけども，こういうことでこれは軽いし，こいつは重いとか，そんな感じです。

(司会者)

5番の方が御覧になったデータも，同じ感じですかね。データ自体は，過去のデータで，殺人事件のデータを。

(5番)

それは，だから，一つの通例ですけど，それに従わなきゃいけないということはないと思うんですね。

(司会者)

そういう御意見だったんですね，はい，ありがとうございます。それで，ちょっと，これからお聞きしたいのは，過去の似たような，御自分が担当されている事件と似たような事例のデータを御覧になったと思うんですけども，そうするとですね，例えばの話ですが，殺人罪の事件を担当していると，人が亡くなっていますよね，当たり前の話ですけど。亡くなっているのは当然の，当然のという言い方は語弊があるかもしれませんが，データ上は前提にされていることですね。

そうすると，皆さんが御議論される中で，この事件で刑を決めるときのポイントは何かというお話をされる中で，一人人が亡くなっているということ，ここが一番大事なんだというのは余り意味がなくなってきましたよね，全部がそれを前提にしたデータですから。そういうデータの中で，自分が担当している事件がどの辺りにくるのかという評議ですので，当然，人は死んでいるわけですから，死んでいるから，この人は重くすべきだという議論にはならないはずだと思うんですが，その辺りは御自分なりにどういうふうに解釈されたかということをお聞きしたいんですけれども。

(3番)

私は，よく，家でも言うんですけども，人を殺すということは，死んだ人はそ

ここで人生が終わるじゃないですか。少なくとも、死んだ人の人生、残りの人生分を償うべきだと思います。

だから、例えば二十歳で死んだら、少なくとも、余命、80としたら40年、あなたは40年間刑務所なり何なり入って、自分の人生をなくすと同じにすべきだと私は思います。だから、例えば70の人を殺して80まで10年間というのは、それはちょっと。

(司会者)

短すぎると。

(3番)

と思うんですけど、基本、その人が全うしたであろう残りの人生分を。

(司会者)

奪った人生分を償いなさいと。

(3番)

そう、それはいつも思います。

(司会者)

なるほど。そうですね、放火事件を担当されているので。

(3番)

そう、放火だから、全然違うんですけど。

(司会者)

殺人の場合だと、今おっしゃったような形になるということですね。

(3番)

はい。

(司会者)

2番の方は、いかがですか、その辺り。

(2番)

私も、新聞はどちらかというところから隅まで読む方なんですけれども、テレビな

どで殺人を見ると、女房といつも言うんですよ、人を殺して懲役にならないやつが出てきているな、俺は、もう、殺したんだから即刻死刑だと、そうじゃないと、日本のそういう事件が少なくなると、なくなると、俺は極論を言うわけだ。女房は、確かにそういうことは考えられるけど、やっぱり、もう少し、ちょっと考えた方がいいんじゃないですかということも言われますけれども。

極論ですけどね、殺したら即刻死刑、そうじゃなければ日本の、先ほど言ったように、やられる人はまた出てくるということですね。

(司会者)

御担当された事件が強姦未遂なので、ちょっと殺人とは違う評議をされたと思うんですけどね。

(2番)

違いますけれども、いわゆる殺人事件で考えれば、そういうことだということです。

(司会者)

わかりました。私の出す例が殺人だったので、それに大分頭が行っているんですけど、6番の方は殺人事件だったんですね。

(6番)

そうです。それについてはですね、裁判長の方が非常にわかりやすい話をされましたね。まあ殺人、人を殺したと。あとは、どれだけその人を責められるかなんですよと。例えば、何か薬を飲まされて錯乱状態でそうなったのか、あるいは、誰かに手を無理やり、それでブスッと刺されたのかと、状況は随分違いますでしょうと。ですから、どこまでその人を責められるかで量刑が決まるんですと。それはそのとおりだよと。で、過去の事例がこうだこうだというのがあったので、非常に入口はスムーズでしたね。

(司会者)

当然、殺人ですので、さっき申し上げましたけれども、もう、お一人亡くなって

いるという前提で、過去のデータで、ある程度の傾向が出ますよね。その中で、この事件は懲役何年にするかって決めるときに、もう死んでいることは前提で。ということは、評議の中では、特に、人が亡くなったんだからということは、余り強くは出てこないで、どうやったかとかってということが中心だったんですか。

(6番)

それは、余り強く出てこなかったですね。皆さんの中で出てきたのは、その残忍さに対する憤りというか、何でわざわざここまでやらないかんのってというのは、随分意見が出ましたですね。

(司会者)

犯行態様という形ですね、やり方というのは。

(6番)

そうですね、まあ普通は、首を絞めてぐったりしたんだったら。

(司会者)

もう、そこでやめるんじゃないかと。

(6番)

もう、そこで。それを、もう顔もわからんようにぶん殴るということは、ちょっと、というくらいですね。

(司会者)

どうもありがとうございます。5番の方も殺人で、そもそも過去のデータを見るべきじゃないとおっしゃるんですけど、一応。

(5番)

もちろん、参考にしました。

(司会者)

参考にされましたよね。それは、当然、殺人罪ですので、お一人亡くなっていますので、この事件の刑を決めるときに人が死んでいることを重視すべきだというのは余り意味がないんじゃないかと、私、さっき申し上げたんですけども、その辺

りは、評議の中で5番さんはどういうふうに思われましたか。

(5番)

僕らは、宗教の立場から言えば、死というのは、まず生と死の問題を解決するのが宗教だと思うんですけどもね。だから、一般の人とは死というものに対する受け止め方が違うはずだと思います。だから、死というものは瞬間瞬間ですね、生死を繰り返しているという立場がありますのでね、死は絶対悪だと、死刑廃止論というものもありますけれども、死というものに対して、つまり殺人を繰り返すような人は死刑があってもいいし、つまり、生かしておいたら罪を犯すような人はね、生命尊重と言っても、やっぱり厳罰を受けて死刑があっても当然だと、そういう立場ですよ、宗教というのは。まあ宗教によるかもしれませんがね。だから、死というものに対して特別嫌うとか、生と死というものをね、特別視はしないのは私どもの特殊性があるかもしれませんがね。

(司会者)

そうすると、5番さんは、例えば過去のデータを見たときに、今回御自分が担当されているのが重い方だなとか、中くらいだなとか、軽い方だなと決めるときには、何が決め手になったんですか。

(5番)

だから、普通は、通例と言いますかね、通念とか、社会常識だとかいうことが独り歩きしていると思うんですよ。我々は、もう、生とか死というものは解決できる立場ですから、死を嫌ったり生を嫌ったりしないという立場ですからね。だから、本当にズバリ、迷わなくて決められるんですよ、宗教って。

(司会者)

さっき、6番の方のお話だと、やり方が非常に残虐だからということをおっしゃっていたんですが。

(5番)

残虐というのは、それは理由があるわけでしょうから、背景があるわけでしょう

から、必ずしも残虐だから絶対否定だということにはならないですよ。

(司会者)

いろんな、複合的に考えられてということですか。

(5番)

ほとんど、原因があるわけでしょう、背景が。その残虐せざるを得ないような生い立ちがあって。

(司会者)

犯行に至る経緯というか事情ですね。

(5番)

ええ。

(司会者)

わかりました。どうもありがとうございます。4番の方は、同じく殺人ではなくて、強姦致傷をさっき御紹介いただきましたけれども、そうすると御覧になったデータが強姦致傷ですので、当然、被害者は強姦されていますし、それからけがも負っていますというのが前提のデータだと思うんですね。

そうすると、被害者の女性が強姦されましたということ自体は、もう、どのデータも前提にしていることなので、そうすると、その中で自分が担当されているのが重い方なのか中くらいなのか軽い方なのかというふうに考えるときには、どの辺をポイントにお考えになっていたんですかね。

(4番)

自分のときは三つに分けて考えました。まず最初に、準備をしていたか、初めから襲おうとしていたか。次に、どの程度まで襲ったのか、陰茎を陰部に挿入したか、してないかと。最後に、証拠隠滅なり因果を含めてということ、自分の罪を逃れるために何かをやったのかと、この三つで考えました。

(司会者)

そうすると、強姦致傷なので、強姦されたことやけがをしたことは前提なので、

自分が担当されている被告人の刑を決めるときは、どういう計画性があったのかとか、どういうやり方をしたのかとか、その後どういうふうな証拠隠滅等、どんな悪さをしたのかとか、その辺りを重点的に考えて、重い方か中くらいか軽いかを考えていらっしゃったと、こんな感じですか。

(4番)

そうです。

(司会者)

どうもありがとうございます。非常によく、わかりやすく御説明いただきました。

そうすると、大体ですね、今皆さんにおっしゃっていただいた中で、犯行のやり方、それから計画性とか、あと、今おっしゃっていただきましたけれども、犯行後に何をやったかとか、いろんな事情が出たかと思うんですが、過去のデータの中で、大体、御自分が担当された事件が重い方の部類なのか、中くらいの部類なのか、軽い方の部類なのかというステップが1回あったかと思うんですが、その次にですね、反省しているとか、していないとか、弁償したかとか、していないとかっていう辺りで、今度はピンポイントで何年にするかというのを決める場面がありましたよね。皆さんうなずいておられるんですけど、そのときは、どういう比較をされたんですか、いい事情と悪い事情と、恐らく、弁護人の主張と検察官の主張、両方出てきますよね。それで、例えば懲役3年から5年の幅なんだけれども、自分たちは懲役4年6か月にしましたという、この決め方というのは、どういうふうに、皆さんとしては御理解しながら評議をされたのかなという辺りをお聞きしたいんですけれども。

ちょっと、3番の方、こちらを一生懸命見ていただいているので、当ててしまいますけれども。

(3番)

結局放火未遂で終わっているんですね。その放火というのでも、人が住んでいる、住んでいないというので、罪がというのを最初に説明を受けて、結局、アパートで、

何人か住んでいたというアパートに、結局火をつけたという、それで放火というんですでしたら懲役5年から死刑までの間と言われたんですね。

懲役5年から死刑の間なんだけれども、今回の場合は結局未遂だったというのと、お酒を飲んでいたというのと、息子とトラブルがあったとかっていう、そういう事情があって、それで、もう自分は死にたいと、死にたいから火をつける、その火をつける前に、住んでいるアパートだったので、住んでいる人たちに、これから私は死にたいから火をつけるから避難するよと言っって、部屋に戻ってきたとかって、そういうのがいろいろあって、そうすると、どう考えても死刑というのはないだろうという、そういうのが出たんですね。

それで、結局、検察官の方は懲役4年、弁護人の方は懲役2年で執行猶予という。
(司会者)

御主張、言い分だったと。

例えば、反省をしているとか、今回の事件はどうか知りませんが、被害者の方とか周りの住民が許しているとか、あるいは支援者がいるとかというのを刑に反映させていくんでしょうけれども、その辺りの刑の反映のさせ方というのは、何か御自分なりに考えたり感じたことはありますか。

(3番)

だから、私は、それっていうのは、結局、その人の状況、こういうことがあって、皆さんがわかって、本人はね、そこへ行くまでの間に誰にも相談していないんですよ。もう被害妄想みたいになって、一人で、もう、私がいなくなればみたいな。だから、それっていうのは、だから許されてもいいんだらうっていうのは、私は一切なかったんで、それは自分自身の問題であって、やっぱり周りに、声をかけてくれる人がいるっていうことは、なる前から声をかけていたんです、その人たちは。それを拒否していたのは本人なので、だから、私としては、最初、それは入れたくないと。だけど、ほかの人たちと結構やりとりして、最終的に決まっていたんですけど。

(司会者)

わかりました，どうもありがとうございます。2番の方なんかは，どうでしたでしょうか。大体ですね，過去のデータを御覧になって，この事件のやり方とか結果とかから見て，大体この辺りの重い方だなとか，中くらいだなとか，軽い方だなと，大体の幅みたいなのが決まった後で，反省しているとか，していないとかっていう辺りで，最後に何年と決めるときの，この話合いの場面なんですけれども，そのときの御自分の印象というか感想というのは，どんな感じですか。

(2番)

とにかく，4件あったわけですよ，そのうちの2件は刑法上では未遂になっていますけれども，計画性がなかったとか，いろいろありましたけれども，証拠隠滅も何もないというようなこともありました。被害者に対しても，お金で，あるだけのお金を出して，それなりに弁償しましたというようなことはありました。

(司会者)

例えば反省をしているとか，弁償が，まあ全部じゃないけれども一部できましたとか，そういう辺りは刑を決めるときに被告人に有利に考えていかれたんですよ。

(2番)

有利に考えましたね。

(司会者)

その反面，有利じゃない部分も，もちろんあると思うんですけども，まだ完全には賠償していないとかですね，その辺りのミックスのさせ方というのは，どういうふうにされましたか。

(2番)

まあ弁償というのはね，そういうことはもう刑務所に入ったときからできるのかとか，わかりませんけれども。

(司会者)

可能性とか確実性の話ですね。

(2番)

そうですね、そういうことができるのかわかりませんが、とにかく、それなりの罪を十分に理解して、本人が十分に反省しているのかとか、いろいろなことも考慮はしました。

(司会者)

なるほど。最後、何年と決めるときには、そこが一番ポイントになられたということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

よくわかりました、どうもありがとうございました。4番の方、いかがですか、大体、刑の過去のデータを見ると、大体これくらいの幅になるところまで行った後に、ピンポイントで何年と決めるときに、一般的な事情、反省している、していないとか、その辺りの話も出たと思うんですけども、そのときの話合いの感想と言いますか。

(4番)

若いんだからと、余り刑が重いと出てきたときに30過ぎになってしまうからとかいろいろあると思いますが、まあ、それは本人が好きで犯罪を犯したのであって、それを裁判員なりが面倒を見る必要もないですし、やった罪に関しては償うのが当たり前のことだと思います。あと模範囚で出てくる場合がありますよね。

(司会者)

そうですね、仮釈放。

(4番)

それも踏まえたんですけど、まあ、裁判官の方から、模範囚で出てくるのは可能性であって確定ではないので、それは計算に入れないでくださいというのがあったんですね。ただ、それを言うのであれば、その説明を最初にしていただければ、そ

の計算も違ってくるので。

(司会者)

そうすると、あれですかね、実質的に服役している期間というのを重点的に意識されて評議をされたということになりますね。

(4番)

はい。

(司会者)

わかりました、ありがとうございます。5番の方は、刑を決めるときに、過去のデータ、一応、参考にされない方がいいとおっしゃるんですけども、でも、最終的に何年と決めざるを得ないですけども、そのときに反省しているとか何とかという辺り、犯罪そのものにまつわらない事柄をどの程度考慮して反映させるかという辺りについては、どんな感想でしょうか。

(5番)

その人が、つまり繰り返さざるを得ないような傾向と言いますか、やっぱり人間を、人を見るというか、ああ、この人は寛容にしても繰り返すなという場合にはね、やっぱり厳罰であってしかるべきだし、再犯もあり得ないし、それから寛容とか何と言いますか、その人の善良性みたいなものですよね、それは鑑別能力がなきゃいけないことになりますけど。だから本当にケースバイケースで、ちゃんと、いろいろなものを勘案しながら決めるべきですけど。本当に、繰り返すような傾向の人は、やっぱり、そういう刑罰を与えても教育機能がないし、出所してきてからのあれがないから、非常に再犯率が多いし、だから、刑だけがうまく科せられても、その後のケアがね、日本全体の仕掛けは、出てきても、また再犯せざるを得ない、これを繰り返している人も多いし、出てきたら、そういう人を受け入れるだけの更生できるような仕掛けがね、日本社会にはないんですよね、現実として。

だから、裁判だけが的確であっても救われたいし、非常にそのジレンマはありますけど、絶対的な決断と幽玄総体の世界ですから、やっぱり、千差万別のケースバ

イケースの適用ですよ。

だから、両方なきやいけない、絶対的な決断と言いますか、判決と、総体的なものというのはね、やっぱり微妙に両方が考えられなきやいけないんであって、再犯率が多い人は、やっぱりある種の厳罰でなきやいけない、でも、厳罰にしても最終的に出てくるんだから、その更生施策はですね、日本の社会にはないんですよ。

だから、裁判だけが優秀だとは、言えないと思うんですけど、我々は、間に立って、仮にやらなきやいけない。

やっぱり繰り返さざるを得ないような傾向の人には、やっぱり罰を与えざるを得ないですよ。やっぱり、そういう費用を照合すれば、ものすごくコストがかかるわけですからね。その点はどうでもいい、そんなことは考えなくてもいいんじゃないかと、やっぱり全体的な判断というのは常に考えられるべきだと思うけど、普通は無視されますよね。

大局、大所高所からね、ああ、この人は、だから神のみぞ知るというか、カリスマという言葉がありましたよね、カリスマというのは特別なような言葉になっていますけれども、カリスマ的な要素というのは、僕は必要だと思いますよ。でも、裁判官は世間知らずの方がいいというような傾向がありますが。

(司会者)

いえいえ、それは、まあ世間知らずでは困るんですですけども。すみません、ありがとうございました。なかなか、制度上の限界があるという御指摘を受けまして、どうもありがとうございました。

6番の方、よろしいですか。

(6番)

最終的に絞り込むステップはですね、たしか3回だったと思うんですけども、各人が付箋紙に私は何年だと思えますと書いて、それを回収されて、貼って、その理由は何ですかと、あと、軽いだ重いだという話になりますから、その中で、いや、かなり反省しているみたいだとか、あるいは病気の影響をどう見るのかとか、そん

な議論をやりましたね。かなり徹底的に出して。

(司会者)

御意見を出し合っただけということですか。

(6番)

はい、出して、議論して、最後に決まったということですね。

(司会者)

どうもありがとうございました。非常にわかりやすく御説明いただきました。

あとは、まあ、ざくっとした質問ですけれども、御意見を伺っていると、通ったか通らないかはちょっと別として、御自分の意見は、もう、ビシッと評議の中でおっしゃられた感じですかね、皆さん。2番の方は。

(2番)

はい。

(司会者)

皆さん、そうですか。通ったか通らないかは別ですけれども。言い残すことなく言いたいことはおっしゃられたという形ですか。皆さんうなずいておられます、ありがとうございました。

それじゃ、ちょっと時間もないので、今日は重点的に刑の決め方について、裁判員の皆さんの御意見を伺ったんですけれども、当事者の方はどういう印象というか、感想をお持ちになったか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。さっきの逆にして、弁護士の方から、どうですか。

(弁護士)

裁判員の方に直接意見を伺える機会はないので、むしろ、ちょっと質問させていただきたいんですけれども、先ほど、量刑データベースの話が出ましたけれども、弁護人の方からも、弁論で過去の裁判例のデータを出させていただくということがあるかと思うんですけど、裁判所から出たデータと、弁護人が出したデータの内容が若干異なるような場合、具体的に言うと弁護人が出したデータの中で、多分凶器

の有無だったりだとか、被害者がどういう立場、加害者にとってどういう立場だったのかということが、より細かめのデータが出た場合、そういうものの差、弁護人が出した量刑のデータというのは、評議の場面で参考になったのかどうかというのを、もし伺えれば、お伺いしたいんですけれども。

(司会者)

そうですか、わかりました。そういう例は皆さんの中でございますか。弁護人の方から量刑データを。

(6番)

ありました。

(司会者)

ああ、ありましたか。

(6番)

具体的には、冒頭陳述ではなくて、その次の弁論のところですね。

一番最後、第4という項目で量刑、刑の範囲は2年から18年までに分布して云々と。本件では何年かというような説明がございました。

そのときはですね、余り細かい話をされなかったんですね。ただ、データベースには、当然、検索対象ですとか、検索条件ですとか、その辺りは全部記載してございました。まあ、これは具体的にその一環です。ですから、その中で大体イメージは当然つかめると。それで、当然、これだけではなくて、評議の場でパソコンを見ながら。

(司会者)

裁判所のデータですね。

(6番)

はい。

(司会者)

それと、この、弁護士さんが出されたのが違うとかっていうことは。

(6番)

いや、そんなに違うわけがないし、正確には記憶していませんけど、違っていなかったと思いますよ。

(司会者)

そうですか、はい、ありがとうございます。

保科弁護士、違っていなかったらしいんですけど、もし、違っていたらということですか。

(弁護士)

というのは、先ほどのお話だと、例えば殺人であればですけど、殺人という大きなくくりでの量刑のデータを見られたというお話が多かったものですから、そうではなくて、例えば弁護人側からより細分化した量刑のデータを出したときに、それが実際どのような印象を受けたのかとか、その辺りのことを、ちょっとお伺いしたいと。

(司会者)

そうですか、ちょっと体験された方がいらっしゃるないので、ちょっと難しいですね。

(6番)

逆に、こういう対象であり条件さえすれば、同じデータになるはずですよ。

(司会者)

そうですね、ええ、そうだと思います。

(6番)

ですから、それは当然やった上でしていますから、ですから、どちらを信頼するとか、どちらがいい悪いということは、全く問題にならなかったですね。

(弁護士)

わかりました、ありがとうございます。

(司会者)

では、検察官の方で何か。

(検察官)

率直に申し上げて、非常に多角的な観点から量刑の検討をしていただいているんだということがよくわかりました。我々も、資料の提供と言いますか、判断材料をできる限り多面的に提供する必要があるんだろうなということを痛感したところ
です。以上です。

(司会者)

どうもありがとうございました。それでは、あと残り少しですので、ずっと座らせっぱなしで恐縮でしたが、裁判官の多田さんの方から何か御感想等を伺わせていただきます。

(裁判官)

私、もちろん、裁判官ですので評議はやるんですけども、基本的なやり方というか、大まかな流れというか、大まかな考え方自体は、裁判官によって違うということはないんですけども、細かいやり方は、各部によって多分違っていて、今日の話の聞いても多少の違いが出てきていたと。それは非常に、いろんなやり方があると思いますので、裁判所としても一番いいやり方を更に検討していく必要があるんだろうなと思います。

また、今日のお話の中でも、こういう話はもっと早めに出して、事前に説明があればよかったなというような御指摘もございましたので、そういった点はどんどん改善していくべきだろうというふうに思いました。

(司会者)

どうもありがとうございます。それで、また、もしですね、裁判員の呼び出しが来たら、是非やりたいという方、いらっしゃいますか。

(3番)

やりたいとは思わないですが。

(5番)

僕は、3回くらいやりたいです。

(司会者)

5番の方、3回くらいやりたいと。

(5番)

1回じゃね、意味が薄いんじゃないですか。

(司会者)

データでですね、裁判员裁判を経験されていない方は、余り、ちょっと、参加したくないという方が多いんですけども、実際に体験されると、とてもいい経験だったという御感想の方がかなり増えるんですね。それはすごく、私どももありがたいなと思っているんですけどもね。

それで、せっかくいらっしゃっているの、実際に体験されて、いい体験だったと思っていただいていますか。よろしいですか、その点は。

それを踏まえてなんです、じゃ、またやるかという話のときに、どうかということを知りたいなと思ったんですけども。

(2番)

最初は考えながらやっていますけれども、2回目になると、もう、1回目のときはこうだったからどうだということを、考えがまた変わってきて、更にいい意見を出せるんじゃないかと思います。

(司会者)

また、もし、機会がありましたら、御協力をお願いいたします。ありがとうございます。3番の方は、どうですか。

(3番)

基本、参加してもいいんですけども。

(司会者)

そうですか、ありがとうございます。

(3番)

内容にもよるかなと思います。

(司会者)

でも、まあ、参加してもいいとおっしゃっていただいたんですね。

(3番)

ええ、はい。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方は、いかがですか。

(4番)

参加は、お呼びがかかれば、是非。

(司会者)

ありがとうございます。是非と言っていただいて。

(4番)

何日から何日間拘束しますという、そういう事務方の書類をいただければ、大変ありがたい。

(司会者)

なるほど、そういう手続的なことを、ちょっと工夫をしてもらいたいということですね。ありがとうございます。でも、参加自体は是非とおっしゃっていただいているんですね。

(4番)

ええ、是非。

(司会者)

5番の方は、あと3回くらいとおっしゃっていただいています。

(5番)

そうですね、やっぱり、本当に、加減していただくとすればね、ひどい証拠を見てメンタル的に傷つくなんてね、よく騒がれていますけれども。それは、もちろん、そういうケースもあるでしょうけど、多くはあれでしょう、もっとプラス面での効

果が狙われているし、やっぱり裁判なんてどうでもいいやって思っている人が、無意識にそう思っていらっしゃるね。だから、それは、やっぱり勉強しなきゃいけない。だから、裁判員に選ばれたときに、少しは、一種のレクチャーがあったほうが、僕はいいと思いますね。

(司会者)

冒頭の辺りでですね。

(5番)

ええ。あるべき姿と言いますか。全然、無勉強でね、入っていくわけですよ。

(司会者)

いきなり法廷に座るんじゃないで。わかりました、その辺もちょっと工夫をさせていただきます。ありがとうございます。6番の方、いかがですか、また、もし選ばれたら。

(6番)

お呼びがかかれば、それは決して拒否はしませんが、ただし、この制度の趣旨からいって、できるだけ皆さんに幅広くやるべきだし、一人で何回もやっていたら特定されてしまうわけだし、別に裁判官を育てるための制度でもないでしょうから、私は幅広くやるべきだと思います。

ただし、案件によって人を選ばないと、もう極悪な殺人事件をですよ、ともかくくじ引きで決めましたから、はい、あなたですって、それはちょっと乱暴なんじゃないかなという。何か一定の配慮があつてしかるべきじゃないかなとは思っています。

(司会者)

その辺は、もう、制度上の工夫をしていくべきだということですね。

(6番)

はい。大変勉強になりましたけれども、けどね、2回目来たら、やっぱりどなたかに譲ったほうがいいとは思っていますね。

(司会者)

まあ、なるべく広い皆さんに体験していただくと。

(6番)

だって、そういう意味では、何千人に一人ですからね。

(司会者)

そうですね。

(6番)

それは、今のままだったら、ある程度定着するのに何十年、何百年かかるかわかりませんよ。

(司会者)

そうですね、本当にどうもありがとうございました。もう時間が迫ってきてます。本当に、皆様、どうもありがとうございました。天気が悪い中、遠方からお集まりいただきまして。

ぶっちゃけ話をすると、ちょっと司会がやりづらかったんです。というのはですね、皆さんすごく活発に御意見をおっしゃっていただけるものですから、こちらの方で想定していた段取りが全然できなくて。でも、いろんな多彩な意見を出していただきました。逆に言うとはですね、それだけ皆さんが裁判員裁判の中でもいろんな御意見を出されて、充実された審議をされたんだらうと、皆さんの活発さを拝見していて思いました。

もちろん、個々人の意見が通るか通らないかというのは、その時々の違いですので、それはまあしょうがないと思いますけれども、少なくともすごく充実して、また、もし呼ばれたら参加したいですとおっしゃっていただく方が全員でしたので、本当にほっといたしました。

同時に、我々の方も、これから改善すべき点というのを御指摘いただけましたので、それを踏まえて、すぐには実現はなかなか難しいかとは思いますが、それを踏まえて、今後も精進していきたいと思っております。本当に今日は、大変貴重な御意見等を頂きまして、感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(5番)

ごめんなさいね、一言だけね、結局、プロの人たちの主導になっていて、結果としてね、だから、つまり裁判員が形だけだと、だしに使われているという印象がちょっとあるんですけど。

(司会者)

なるほど、そう思われますか。

(5番)

本当にね、日本の司法制度はね、立派であるかどうかはね、やっぱり本質的に問われなきゃいけないし。

(司会者)

そうですね、そのこと自体はおっしゃるとおりですね。

(5番)

だから、やっぱりね、司法制度には問題があるということはね、やっぱり、国民は、政治もあれでしょう、大事にしてこなかった、だから司法も大事にしていないうことが、僕は一言だけ言っておきたいですね。

(司会者)

そういう、広い、大所高所からの意見をまた踏まえて、よりよい司法を目指して頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。本当に長い時間ありがとうございました。今後とも、本当に、裁判員に呼ばれたら、是非受けてください。ありがとうございます。これで締めさせていただきます。どうもお疲れ様でした。